

令和7年11月市議会通常会議 教育厚生常任委員会説明資料



議案第140号

大津市認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例の制定について

令和7年12月11日(木)

こども未来部幼保支援課

1 改正趣旨

令和7年9月10日付で児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令(令和7年内閣府令第80号)等が公布され、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号)における規定が改正されたことを受け、大津市認定こども園の認定の要件を定める条例についても同府省令と同様の改正を行うもの

2 改正理由

大津市認定こども園の認定の要件を定める条例の根拠となる就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号)の規定が改正されたため

3 改正内容

・地域限定保育士制度の一般制度化に伴う保育士の規定の改正

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に置くものとされる職員のうち満三歳未満の子どもの保育に従事する者は、保育士の資格を有する者でなければならないとされているところ、この保育士について、地域限定保育士も追加することとする。

4 施行期日

公布の日から施行

5 改正部分の抜粋

現行	改正後
(職員の資格の基準)	(職員の資格の基準)
<p>第5条 園長は、教育及び保育並びに子育て支援を総合的に提供する機能を發揮させるよう認定こども園の管理及び運営を行う能力を有する者でなければならない。</p> <p>2 満3歳に満たない子どもの保育に従事する教育・保育従事職員は、児童福祉法第18条の18第1項の登録(以下「登録」という。)を受けた者(以下「保育士登録者」という。)でなければならない。</p>	<p>第5条 園長は、教育及び保育並びに子育て支援を総合的に提供する機能を發揮させるよう認定こども園の管理及び運営を行う能力を有する者でなければならない。</p> <p>2 満3歳に満たない子どもの保育に従事する教育・保育従事職員は、児童福祉法第18条の18第1項の登録(同法第18条の28第1項の規定による滋賀県知事の登録を含む。以下「登録」という。)を受けた者(以下「保育士登録者」という。)でなければならない。</p>